

市民活動災害補償保険制度を導入(事前の登録手続きや保険料は不要です)

安心して市民活動が行えます！

市では、住みよい活力あるまちづくりに自発的に貢献する市民活動に対して、指導者や参加者が安心して市民活動ができるよう、市民活動中の事故を救済するため、市民活動災害補償保険制度を導入しました。

問合せ 協働推進課 協働推進・男女平等推進担当

◆対象となる市民活動と対象者

市民により自発的に構成された団体または個人の方が、本来の職場を離れて行う継続的・計画的に行われる

○社会貢献活動(指導者としての活動は補償の対象となりますが、参加者の方は活動内容によっては対象となりません。)

○公益的活動(地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等)が対象です。

市の主催事業及び政治、宗教並びに営利などを目的とする活動は除きます。

◆事故が起こったとき

市民活動中に事故が起こった場合は、所定の事故報告書等を市に提出してください。事故内容を審査し、保険制度の要件を満たしている場合は、保険が適用されます。(事故発生の日から20日以内に連絡のない場合は、保険金が支払われないこともあります。)

※事故報告書は協働推進課の窓口にあります。また、市のホームページにも掲載してあります。「市民と市との協働によるまちづくり」の項目から入ってください。福生市ホームページアドレス→<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

◆対象となる事故

(1) 傷害事故

市民活動中の偶然な事故で、活動者が負傷または死亡した場合に補償金が支払われます。

補償の種類	傷害の内容	補償額
死亡補償	指導者等または参加者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したとき	200万円
後遺障害補償	指導者等または参加者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき	3万円～200万円
入院補償	指導者等または参加者が傷害事故を原因として、入院し治療を受けたとき(当該事故の日から180日を限度)	1日につき3,000円
通院補償	指導者等または参加者が傷害事故を原因として、通院し治療を受けたとき(当該事故の日から180日以内の間で90日を限度)	1日につき2,000円

対象とならない主なもの ・指導者等または参加者の故意によるもの・地震や津波等の天災によるもの・自覚症状しかない、むち打ち症や腰痛・学校管理下にある児童または生徒が行う活動・市の主催事業

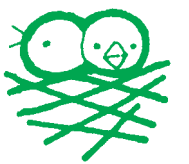
(2) 賠償責任事故

市民活動中に指導者等の過失により、他人の生命、身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うこととなる場合。

賠償の種類	賠償の内容	賠償支払限度額
身体賠償	参加者やその他第三者の身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき	1名につき6,000万円 1事故につき2億円
財物賠償	参加者やその他第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき	1事故につき500万円
保管物賠償	指導者等が参加者やその他第三者からの預かり品や管理物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき	1事故につき500万円

対象とならない主なもの ・指導者等または参加者の故意によるもの・地震や津波等の天災によるもの・学校管理下にある児童または生徒が行う活動・指導者等の同居の親族に対して負担するもの・市の主催事業

※市民活動災害補償保険は、市内に活動の拠点を置く市民または市民活動団体を被保険者として福生市が契約していますので、事前の登録手続きや保険料は不要です。



国保・年金だより

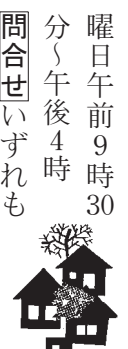
第3号被保険者の届出漏れが救済されます

過去に第3号被保険者の届出漏れがある場合、これまでは届出日からさかのぼって2年前までの期間しか保険料納付済期間に算入されず、それ以前の期間は、「保険料未納期間」とされてきました。
今回の改正により、平成17年4月1日以前の第3号被保険者期間のうち、2年前以前の期間についても、届出をすれば、「保険料納付済期間」と認められるようになります。届出漏れのある方は、忘れずに届出をしてください。

なお、平成17年3月までに第3号被保険者の届出があり、第3号被保険者に該当していながら「保険料未納期間」となっていることを社会保険庁において把握している期間については、特例届出は不要です。社会保険庁で自動的に保険料納付済期間への変更を行い、該当する方へ4月下旬にお知らせが送付されます。

年金相談時間の延長と土曜日の年金相談

立川社会保険事務所(立川年金相談センター)は除きます)で行っています。
▽月曜日の年金相談の延長
受付時間 午前9時～午後7時
▽土曜日の年金相談
受付時間 毎月第2・第3土



曜日 午前9時30分～午後4時
問合せ いずれも立川社会保険事務所 ☎523・0351

納税にご協力を

強化月間で

市では、5月を「納税推進強化月間」と定め、夜間及び休日の戸別訪問を実施します。平成16年度の「市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料」を納めていない方は、法の定めにより差

安全安心まちづくり

連休中は特に「空き巣」に注意しましょう!

連休は、旅行や遊びに出かけるなど、外出する時間が増える方も多いと思います。「空き巣狙い」はこのようなチャンスを見逃しません。
ちょっとした家を留守にするときは、玄関はもちろん、どんなに小さな窓でも鍵を必ず締めてから出かけましょう。窓には補助錠や防犯フィルム等が効果的です。

「空き巣狙い」は家の中に入るまでに時間がかかることはあきらめます。一人一人が「自分の家は大丈夫」と油断をしないで、ちょっとした対策をすることで、「空き巣」を防ぐことができます。

押などの滞納処分をしていかなければなりませんので、この機会に必ず納めるようお願いいたします。
なお、市では常に納税相談に応じています。

納期内納税にご協力を!

今月は、平成17年度の固定資産税・都市計画税(第一期、軽自動車税(全期)の納期です。
▼5月の口座振替日
指定の口座から5月31日(火)に自動的に振り替えます。残高不足にならないよう注意してください。

問合せ 取納課 取納係

犯罪を犯そうとしている者は、人の目を嫌い、防犯意識の高い地域は狙いません。ご自分の地域を歩くときなど、防犯の意識を持ちながら、ちょっとしたまわりを配りましょう。
※不審な人物を発見したら、迷わず警察(110)に連絡しましょう。
問合せ 地域振興課 地域安全係・福生警察署生活安全課 防犯係 ☎551・0110
福生市内の地区別ひったくり・空き巣発生状況(3月末まで)

区分	ひったくり	空き巣狙い
本町	0件	1件
志茂	2件	0件
牛浜	0件	1件
武蔵野台	1件	0件
福生	1件	1件
福熊川	2件	5件
北園	0件	4件
南園	1件	6件
加東	1件	0件
合計	8件	18件

地域を守る

栄えある

消防庁長官表彰受賞

平成17年3月28日、三田共用会議所(港区)において「少年少女消防クラブフレンドシップ2005」が行われ、全国の指導者の中から福生消防少年団の加藤眞市団長が消防庁長官から表彰されました。

長年にわたり消防少年団の指導者として少年少女の防火・防災思想の普及を目指し、指導育成に努めた功績を高く評価されたものです。

加藤団長(羽村市在住64歳)は、昭和63年から副団長、平成7年から団長として現在に至り、平成11年には東京都知事からの表彰も受けています。

問合せ 福生消防署 防災係 能登谷・加藤 ☎552・0119

交通少年団 福生分団員募集

交通少年団では平成17年度団員を募集しています。交通少年団は福生警察署・福生交通安全協会の指導を受け、周囲の人々に交通安全を呼びかけながら、マナーや決まりを守り、思いやりのある心を持った社会人になることを目指します。
対象 小学3～6年生
問合せ 福生警察署 交通課 交通総務係 ☎551・0110